

「アスベスト」に関するアンケート

SC1
必須

あなたの現在の居住地をお答えください。

- | | | | |
|------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 「大阪市域」 | 「東部大阪地域」 | 「南部大阪地域」 | <input type="radio"/> 33.藤井寺市 |
| <input type="radio"/> 1.大阪市 | <input type="radio"/> 12.守口市 | <input type="radio"/> 22.堺市 | <input type="radio"/> 34.泉南市 |
| | <input type="radio"/> 13.枚方市 | <input type="radio"/> 23.岸和田市 | <input type="radio"/> 35.大阪狭山市 |
| 「北部大阪地域」 | <input type="radio"/> 14.八尾市 | <input type="radio"/> 24.泉大津市 | <input type="radio"/> 36.阪南市 |
| <input type="radio"/> 2.豊中市 | <input type="radio"/> 15.寝屋川市 | <input type="radio"/> 25.貝塚市 | <input type="radio"/> 37.忠岡町 |
| <input type="radio"/> 3.池田市 | <input type="radio"/> 16.大東市 | <input type="radio"/> 26.泉佐野市 | <input type="radio"/> 38.熊取町 |
| <input type="radio"/> 4.吹田市 | <input type="radio"/> 17.柏原市 | <input type="radio"/> 27.富田林市 | <input type="radio"/> 39.田尻町 |
| <input type="radio"/> 5.高槻市 | <input type="radio"/> 18.門真市 | <input type="radio"/> 28.河内長野市 | <input type="radio"/> 40.岬町 |
| <input type="radio"/> 6.茨木市 | <input type="radio"/> 19.東大阪市 | <input type="radio"/> 29.松原市 | <input type="radio"/> 41.太子町 |
| <input type="radio"/> 7.箕面市 | <input type="radio"/> 20.四條畷市 | <input type="radio"/> 30.和泉市 | <input type="radio"/> 42.河南町 |
| <input type="radio"/> 8.摂津市 | <input type="radio"/> 21.交野市 | <input type="radio"/> 31.羽曳野市 | <input type="radio"/> 43.千早赤阪村 |
| <input type="radio"/> 9.島本町 | | <input type="radio"/> 32.高石市 | |
| <input type="radio"/> 10.豊能町 | | | <input type="radio"/> 44.その他 |
| <input type="radio"/> 11.能勢町 | | | |

次へ

Q1
必須

あなたは「アスベスト（石綿）」という物質に対し、どのようなイメージをもっていますか。

- 1.過去に問題となり、今も注意すべき危険な物質
- 2.過去に問題になったが、現在はそれほど気にしなくてもいい物質
- 3.わからない

次へ

Q2
必須

あなたはアスベスト（石綿）の建材をこれまで見たことがありますか。

- 1.はい
- 2.いいえ
- 3.わからない・覚えていない

次へ

アスベスト（石綿）とは、繊維状になった天然鉱物で、「髪の毛の5,000分の1」という非常に細かいものです。
アスベストは熱・摩擦等に強く、経済性にも優れており、建築材料等に利用されてきましたが、体内に吸い込むと病気を引き起こす問題があることから、現在は重量比0.1%超のアスベスト（6種類）を含む製品全ての新たな製造・使用等が禁止されています。

Q3
必須

あなたは、このアスベスト（石綿）問題（建築材料等に利用されてきたが、病気を引き起こす問題があり、現在使用等が禁止されていること。）を知っていましたか。

- 1.聞いたことがあり、内容もほとんど知っていた
- 2.聞いたことはあるが、内容は一部しか知らなかった
- 3.聞いたことはあるが、内容は全く知らなかった
- 4.聞いたこともないし、知らなかった

次へ

- ・アスベスト（石綿）による健康被害は、アスベストを吸ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間のあと発病することが多いとされています。
 - ・アスベストを吸うことにより発生する疾病としては主に次のものがあります。
- なお、労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できます。
（労災以外でアスベストによる次の疾病に罹患した場合、（独法）環境再生保全機構による「健康被害救済給付」を受けられる場合があります。）

（1）石綿肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つです。
肺の線維化を起こすものとしてはアスベスト（石綿）のほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられますが、アスベストのばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺とよんで区別しています。職業上アスベスト粉塵を10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15～20年といわれています。アスベストばく露をやめたあとでも進行することもあります。

（2）悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍です。若い時期にアスベスト（石綿）を吸い込んだ方のほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られています。潜伏期間は20～50年といわれています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

（3）肺がん

アスベスト（石綿）が肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれたアスベスト繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。アスベストばく露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

次へ

Q4 必須 ■前問で「{Q3 回答(文)}」と答えた方にお伺いします■

アスベスト（石綿）の繊維は、吸い込むと肺の組織に刺さって長期間とどまり、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています。

あなたはアスベストを吸いこむと命に係わる重篤な病気につながるということを知っていましたか。

- 1.聞いたことがあり、病気の種類（肺がん等）や命に係わることを知っていた
- 2.聞いたことはあるが、命に係わる病気につながることは知らなかった（病気の程度を軽く考えていた）
- 3.アスベスト問題は聞いたことはあるが、病気につながることを知らなかった

次へ

- ・アスベスト（石綿）による健康被害は、アスベストを吸ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間のあと発病することが多いとされています。
 - ・アスベストを吸うことにより発生する疾病としては主に次のものがあります。
- なお、労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できます。
（労災以外でアスベストによる次の疾病に罹患した場合、（独法）環境再生保全機構による「健康被害救済給付」を受けられる場合があります。）

(1) 石綿肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つです。

肺の線維化を起こすものとしてはアスベスト（石綿）のほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられますが、アスベストのばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺とよんで区別しています。職業上アスベスト粉塵を10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15～20年といわれています。アスベストばく露をやめたあとでも進行することもあります。

(2) 悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍です。若い時期にアスベスト（石綿）を吸い込んだほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られています。潜伏期間は20～50年といわれています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

(3) 肺がん

アスベスト（石綿）が肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれたアスベスト繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。アスベストばく露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

次へ

Q5 あなたはどのような建築物等にアスベスト建材が使われている可能性があると考えますか。
必須 あてはまるものを全て選択してください。
(いくつでも)

- 1.工場・倉庫
- 2.ビル
- 3.病院・学校等の公共施設
- 4.駅・空港等の交通施設
- 5.マンション
- 6.アパート
- 7.戸建て
- 8.わからない

次へ

Q6 前問で選択した建築物に含まれるアスベスト（石綿）が飛散する可能性について、これまでどのような時に不安を感じたことがありますか。
必須 (いくつでも)

- 1. 日常で建築物を利用する時に不安を感じた
- 2. 建築物を解体する工事現場の近くを通る時に不安を感じた
- 3. 災害時に建物が損害を受けた時に不安を感じた
- 4. その他 :
- 5. 特に不安を感じたことはない

次へ

戸建てやマンションを含むほとんどの建築物にはアスベスト（石綿）が使われている可能性があります。特に災害時に建物が損壊した際、アスベスト建材が使用されていた場合にはアスベストが飛散し、周囲に影響を与える可能性があります。

Q7 あなたは、自宅や周囲の建築物から、災害時にアスベスト（石綿）が飛散する可能性があるということについて、これまで考えたことがありましたか。
必須

- 1. 考えたことがある
- 2. 考えたことはない

次へ

1 2 ▶

Q8
必須

あなたのご自宅の種類について、あてはまるものを選択してください。

- 1.マンション
- 2.アパート
- 3.戸建て
- 4.その他：

次へ

Q9
必須

あなたがお住まいの家は持ち家ですか。

- 1.はい（自分名義）
- 2.はい（自分以外の名義）
- 3.はい（分譲マンション等の区分所有又は相続等による共有名義）
- 4.いいえ（賃貸）
- 5.その他：

次へ

Q10
必須

あなたがお住まいの家は、いつ建てられましたか。

- 2007年（平成19年）以降
- 1997年～2006年（平成9年～平成18年）の間
- 1987年～1996年（昭和62年～平成8年）の間
- 1977年～1986年（昭和52年～昭和61年）の間
- 1976年（昭和51年）以前
- 不明・わからない

次へ

Q11
必須

あなたがお住まいの家にアスベスト建材が使われているかどうか知っていますか。

- 1.使用の有無を知っている
- 2.使用状況はわからない

次へ

Q12
必須

■前問で「使用の有無を知っている」と答えた方にお伺いします■

あなたの家のアスベスト建材の使用状況について教えてください。

- 1.アスベスト建材が使われている
- 2.過去にアスベスト建材が使われていたが、現在既に除去済みである
- 3.アスベスト建材は使われていない

次へ

Q13 ■前問で「アスベスト建材が使われている」と答えた方にお伺いします■
必須

除去作業を行わない理由はなんですか。
(いくつでも)

- 1.日常生活を送るうえで特に健康に影響がないと思うから
- 2.除去に係る方法・手続きが分からないから
- 3.除去に係る費用面に不安があるから
- 4.家のリフォームの時期などにあわせて除去を行おうと考えていたから
- 5.家に関する他の対策（耐震対策や防災対策等）に比べ、優先順位が低いから
- 6.自分名義の建物ではない、区分所有である等で、自身の判断では除去できないため
- 7.その他：
- 8.特に理由はない

次へ

Q14 ■先程、「使用状況はわからない」と答えた方にお伺いします■
必須

自宅のアスベスト建材の使用状況を知りたいと思ったことはありますか。

- 1.知りたいと思ったことがある
- 2.知りたいと思ったことはない

次へ

平成18年9月までに建てられた建築物にはアスベスト（石綿）が含まれている可能性があります。戸建てやマンションといった住宅用の建物でも、天井板や外壁塗料、洋瓦などに使用例があります。アスベストが含まれた建物は、安全に解体すればアスベストは飛散することはありませんが、災害時に損壊すると、アスベストが飛散し周囲に影響を与える可能性があります。災害時に備え、平時より以下を実施しておきましょう。

- (1) お住まいの建物にアスベストが含まれているかどうか知っておこう。
- (2) 含まれている場合、アスベスト除去の計画を立てておこう。
- (3) 除去する前に災害にあった場合、すぐに行政（大気環境関係部局）に連絡できるよう、連絡先を把握しておこう。

※以下の [画像を拡大] をクリックし、大きな画像をご覧になってから次へお進みください。



大阪府内における大気環境関係連絡先一覧

		大気担当部署	電話番号	担当地域	
大阪府		環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ	06-6210-9581	守口市・大東市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・四條畷市・交野市・島本町	
		泉州農と緑の総合事務所 環境指導課	072-437-2530	泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・熊取町・田尻町・岬町	
大阪市	建物の解体 工事等に係る 届出・規制 及び苦情相談	環境局 環境管理部 環境管理課	北部環境保全監視グループ	06-6313-9550	北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区
			東部環境保全監視グループ	06-6267-9922	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・鶴見区
			西部環境保全監視グループ	06-6576-9247	福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区
			南東部環境保全監視グループ	06-6630-3433	阿倍野区・東住吉区・平野区
			南西部環境保全監視グループ	06-4301-7248	住之江区・住吉区・西成区
	総合的な相談	環境保全対策グループ	06-6615-7923	—	
堺市	環境局環境保全部環境対策課	072-228-7474	—		
岸和田市	市民環境部 環境課	072-423-9462	—		
豊中市	環境部 環境政策課 環境保全係	06-6858-2105	—		
池田市	環境部 広域環境保全課	072-754-6647	池田市・箕面市・豊能町・能勢町		
吹田市	環境部 環境保全課	06-6384-1850	—		
泉大津市	都市政策部 環境課	0725-33-1131	—		
高槻市	産業環境部 環境保全課	072-674-7486	—		
貝塚市	都市整備部 環境衛生課	072-433-7186	—		
枚方市	環境部 環境指導課	050-7102-6016	—		
茨木市	産業環境部 環境政策課	072-620-1644	—		
八尾市	経済環境部 環境保全課	072-924-3841	—		
富田林市	産業環境部 みどり環境課	0721-25-1000	—		
寝屋川市	環境部 環境保全課	072-824-1021	—		
河内長野市	環境経済部 環境政策課	0721-53-1111	—		
松原市	市民生活部 環境予防課	072-334-1550	—		
東大阪市	環境部 公害対策課	06-4309-3204	—		
大阪狭山市	市民生活部 生活環境グループ	072-366-0011	—		
阪南市	市民部 生活環境課	072-471-5678	—		
忠岡町	住民部 生活環境課	0725-22-1122	—		
太子町	まちづくり推進部 生活環境課	0721-98-5522	—		
河南町	まち創造部 環境・まちづくり推進課	0721-93-2500	—		
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081	—		

[画像を拡大]

Q15
必須

■前問で「知りたいと思ったことがある」と答えた方にお伺いします■

アスベスト建材の使用状況を調査していない理由は何ですか。
(いくつでも)

- 1.調査の方法・手続きが分からない
- 2.調査に係る費用面に不安がある
- 3.自分名義の建物ではない、区分所有である等で、自身の判断では調べる事ができない
- 4.その他：
- 5.特に理由はない

次へ

平成18年9月までに建てられた建築物にはアスベスト（石綿）が含まれている可能性があります。戸建てやマンションといった住宅用の建物でも、天井板や外壁塗料、洋瓦などに使用例があります。アスベストが含まれた建物は、安全に解体すればアスベストは飛散することはありませんが、災害時に損壊すると、アスベストが飛散し周囲に影響を与える可能性があります。災害時に備え、平時より以下を実施しておきましょう。

- (1) お住まいの建物にアスベストが含まれているかどうか知っておこう。
- (2) 含まれている場合、アスベスト除去の計画を立てておこう。
- (3) 除去する前に災害にあった場合、すぐに行政（大気環境関係部局）に連絡できるよう、連絡先を把握しておこう。

※以下の [画像を拡大] をクリックし、大きな画像をご覧になってから次へお進みください。



大阪府内における大気環境関係連絡先一覧

		大気担当部署	電話番号	担当地域	
大阪府		環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ	06-6210-9581	守口市・大東市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・四條畷市・交野市・島本町	
		泉州農と緑の総合事務所 環境指導課	072-437-2530	泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・熊取町・田尻町・岬町	
大阪市	建物の解体 工事等に係る 届出・規制 及び苦情相談	環境局 環境管理部 環境管理課	北部環境保全監視グループ	06-6313-9550	北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区
			東部環境保全監視グループ	06-6267-9922	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・鶴見区
			西部環境保全監視グループ	06-6576-9247	福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区
			南東部環境保全監視グループ	06-6630-3433	阿倍野区・東住吉区・平野区
			南西部環境保全監視グループ	06-4301-7248	住之江区・住吉区・西成区
	総合的な相談	環境保全対策グループ	06-6615-7923	—	
堺市	環境局環境保全全部環境対策課	072-228-7474	—		
岸和田市	市民環境部 環境課	072-423-9462	—		
豊中市	環境部 環境政策課 環境保全係	06-6858-2105	—		
池田市	環境部 広域環境保全課	072-754-6647	池田市・箕面市・豊能町・能勢町		
吹田市	環境部 環境保全課	06-6384-1850	—		
泉大津市	都市政策部 環境課	0725-33-1131	—		
高槻市	産業環境部 環境保全課	072-674-7486	—		
貝塚市	都市整備部 環境衛生課	072-433-7186	—		
枚方市	環境部 環境指導課	050-7102-6016	—		
茨木市	産業環境部 環境政策課	072-620-1644	—		
八尾市	経済環境部 環境保全課	072-924-3841	—		
富田林市	産業環境部 みどり環境課	0721-25-1000	—		
寝屋川市	環境部 環境保全課	072-824-1021	—		
河内長野市	環境経済部 環境政策課	0721-53-1111	—		
松原市	市民生活部 環境予防課	072-334-1550	—		
東大阪市	環境部 公害対策課	06-4309-3204	—		
大阪狭山市	市民生活部 生活環境グループ	072-366-0011	—		
阪南市	市民部 生活環境課	072-471-5678	—		
忠岡町	住民部 生活環境課	0725-22-1122	—		
太子町	まちづくり推進部 生活環境課	0721-98-5522	—		
河南町	まち創造部 環境・まちづくり推進課	0721-93-2500	—		
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081	—		

[画像を拡大]